

**鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の
整備運営事業（仮称）**

**現地見学会及び個別対話
実施要領**

令和3年4月15日

三重県

目次

第1章 総則	1
1. 実施目的	1
2. 本事業の概要.....	1
3. その他.....	1
(1) 本調査に関する費用について	1
(2) 追加対話について.....	1
第2章 実施要領	1
1. 実施要領	1
(1) 現地見学会.....	1
(2) 個別対話	2
2. 参加方法	3
(1) 現地見学会.....	3
(2) 個別対話	3
3. 実施結果の取り扱い.....	3
4. 本調査の対象者	3
5. 本調査に関する問合せ先.....	4

様式1 参加申込書

様式2 個別対話項目（参考）

別紙1 事業概要（案）

別紙2 実施方針（案） 時点版（※現地にて配布）

別紙3 要求水準書（案） 時点版（※現地にて配布）

別紙4 集合場所位置図

別紙5 本事業のエリア図（案）

別紙6 センターの建物劣化度調査結果（抜粋版）

別紙7 センターの建物劣化度調査結果に対する所見等

別紙8 センターのシュミットハンマー調査結果概要

別紙9 センターの施設利用者実績（平成29年4月～令和2年1月）

別紙10 令和元年度社会実験報告書

第1章 総則

1. 実施目的

三重県（以下、「県」という。）は「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業（仮称）。以下、「本事業」という。）の実施に向けて、本事業において民間事業者に期待したい内容、及びリスクの検討並びにその対応について把握するため現地見学会及び個別対話を実施します。

2. 本事業の概要

事業の概要は別紙1によりご確認ください。

3. その他

(1) 本調査に関する費用について

本調査に要する費用（参加費、交通費、資料作成費用等）は本調査に参加する者（以下、「参加者」という。）の負担となります。また、現地見学会において、参加者が土地・建物等に損傷を与えた場合には、当該損傷の復旧に係る費用を負担いただくことがありますので、予めご了承ください。

(2) 追加対話について

個別対話後、必要に応じて追加で参加者に対話（資料送付依頼等を含む。）を行うことがありますので、その際はご協力ください。

第2章 実施要領

1. 実施要領

(1) 現地見学会

本事業の事業用地である鈴鹿少年センター（以下、「センター」という。）及び鈴鹿青少年の森（以下、「森公園」という。）を対象に現地見学会を開催します。現地見学会においては、別紙2、別紙3の配布を行います。なお、当日のタイムスケジュールは以下のとおりです。

日時	内容
令和3年4月21日（水）	センター事務室入り口付近（別紙4）集合 ※駐車場は森公園の第2駐車場を活用してください ※参加する時間帯の開始5分前には集合場所に集合してください
10：00～11：30	現地見学（グループ①）
13：30～15：00	現地見学（グループ②）
15：15～16：45	現地見学（グループ③）

※上表の現地見学とはセンターの屋内外の見学時間を示します。

※個別対話のスケジュールについては、参加申込状況に応じ、県から参加者に事前通知します。

a) センターの見学について

本調査において参加者は、センターの全諸室を見学することができます。また、センター

の各種点検口等について、任意で調査することができますが、調査に必要な備品等の調達及び安全管理は参加者にて行ってください。

b) 森公園の見学について

森公園の営業時間内において別紙5に示すエリア A 以外の全域を見学することができます。ただし、森公園の利用者に配慮していただき、安全管理は参加者にて行ってください。

(2) 個別対話

県は本調査において本事業における民間事業者に期待したい内容、及びリスクの検討並びにその対応（要求水準書等への記載など）について把握するために個別対話を行います。

対話想定項目については、参考までに様式2を用意していますので、ご一読ください。

なお、個別対話の時間は30～60分程度とし、現地対話とWeb対話の両方を予定しています。事前応募状況により、希望状況を考えながら事前にスケジュールを決定し、お知らせします。

個別対話参加枠	時間
個別現地対話（4月21日）	13時～18時のうち30～60分程度
個別Web対話（4月26日）	9時～16時のうち30～60分程度 ※Web開催
個別Web対話（4月27日）	9時～16時のうち30～60分程度 ※Web開催

ア 留意事項

- (ア) 発言内容は、参加者・県の双方を拘束しないものとします。また、確約書・確認書等の書面やり取りもしません。
- (イ) 個別対話におけるやりとりをメモすることは可能ですが、ICレコーダー等を用いて録音することは禁止するものとします。なお、県は記録作成のためICレコーダー等により対話内容を録音することがあります。
- (ウ) 個別対話の実施に際しては、参加者から県への各種資料の提示は可ですが、受領はしません。
- (エ) 現地対話時の参加人数は、1者につき4名までとします。なお、グループによる参加も可とします。

イ 個別対話の進め方

- (ア) 4/21のみセンターにおいて現地個別対話が可能です。なお、当日配布資料を確認後、後日4/26、27にWeb（Zoom）方式で対話することも可能です。
- (イ) 対話は、参加者が主体となって対話を進めてください。
- (ウ) 現地見学会時に配布する別紙2、3をもとに、様式2以外の質疑を行うことも可とします。
- (エ) 県から、事業等について説明を行う必要がある場合は、全ての事業者に対して同じ内容の説明を行います。

2. 参加方法

(1) 現地見学会

ア 参加申込の受付期間

令和3年4月15日（木）午前9時～令和3年4月19日（月）午後4時まで

イ 提出書類

参加申込書（様式1）

ウ 受付方法

Eメールにて受付

※提出の際、メール件名に「鈴鹿：現地見学会申込み（企業名）」を入力ください。

(2) 個別対話

エ 参加申込の受付期間

令和3年4月15日（木）午前9時～令和3年4月19日（月）午後4時まで

オ 提出書類

参加申込書（様式1）

個別対話項目（様式2）※提出必須でない

カ 受付方法

Eメールにて受付

※提出の際、メール件名に「鈴鹿：現地見学会&個別対話申込み（企業名）」を入力ください。

3. 実施結果の取り扱い

本調査の実施結果は県が整理を行い、「参加者数」、「質疑の要点」のみ県HPにて公表するものとします。公表する内容に参加企業名、提案や企業ノウハウに係る個別対話の内容は含みません。

なお、本調査の実施結果公表に際し、県は本調査の参加者に対し公表文書内容について確認を行うことがあります。

4. 本調査の対象者

本調査の対象者は、本事業の実施主体となり得る法人又は法人のグループとします。ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

ア 地方自治法第224条の2第11項の規定により三重県又は他の地方自治体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格の制限を受けている者

ウ 三重県の入札参加資格（指名）停止の期間中である者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号

に規定する暴力団、又は同法第2条第6号に規定する暴力団員、若しくは三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第9号～13号に該当する者
オ 国税、県税を滞納している者

5. センターにおけるコロナ対策について

参加者は別添の「三重県立鈴鹿青少年センター利用に向けたガイドライン」を熟読の上、参加者としての各種対策を起こってください。

6. 本調査に関する問合せ先

本調査に関する問合せ先は、次のとおりです。

三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課 (059-224-3322)

担当：樋口、植村、保井 Email：shabun*pref.mie.lg.jp（*を@に変換してください。）